

特定利用港湾に関する宮崎県からのご質問への回答

1. 公共インフラ整備について

①受け入れ後に細島港の整備が促進される点について県民に説明する際、当初予算が前年度比を上回るなど、金額の延び等で明確に示すことが可能な場合は問題ないが、数値等には現れてこない場合に、どのように県民が納得する形で説明すればよいのか、その具体的内容やこれまでの実施状況を他県の事例を踏まえて教えていただきたい。

(答)

- 各港湾の対象施設や工事スケジュールなどの関係から、当該年度に必要な事業費や対前年度比率は異なります。
- 個々の事業の配分額は、あくまでも港湾予算全体の中で、民生利用のための必要性で判断することを大前提とした上で、自衛隊・海上保安庁のニーズも踏まえた整備の重要性に配慮し、これらを総合的に勘案して判断していくことになります。
- このため、本取組に係る観点のみを切り出してお示しすること等は困難であり、他の港湾管理者にも同様に説明しておりますので、ご理解をいただけますと幸いです。

②令和7年4月3日付け八重山毎日新聞社（沖縄）のネット記事で、特定利用優遇なしと報道されているが、既に訓練等で利用されている細島港が特定利用港湾となることにより着実に整備が促進されるという理解でよいのか、県民にどのように説明すれば良いのか教えていただきたい。

(答)

- 「特定利用港湾」における整備は、あくまで民生利用を主とするものであるため、既存の港湾整備事業の予算・制度に基づくこととしています。その上で、ご理解のとおり、「特定利用港湾」については、民生利用を主としつつ、自衛隊・海上保安庁のニーズも考慮し、安全保障上の重要性も加味して事業の促進に努めてまいります。

③今後、全国に特定利用港湾が展開され、対象港がさらに拡大した後も細島港の「整備の促進」は継続されるものと理解してよろしいか。

(答)

- 貴県のご理解のとおりです。

④5月23日の説明会で配布された資料「自衛隊・海上保安庁の利用に資する施設を整備中の事業」に示された箇所だけでなく、補助事業を含め、今後着手する施設整備も対象となるのか、施設選定の考え方について、具体的に教えていただきたい。

(答)

- 今後着手する事業が、民生の観点から必要性がある港湾整備事業であって、自衛隊・海

上保安庁のニーズに合致するものであれば、今後、この取組の対象としていくことがありうるものと考えています。

⑤細島港における直轄事業の「整備の促進」が、宮崎港の直轄事業や、県全体の補助・交付金事業には影響を及ぼさないものと考えているが、国の考え方について教えていただきたい。

(答)

○ 貴県のお考えの通りです。

⑥道路インフラ整備も、災害支援体制の強化目的の訓練とセットであれば、九州中央自動車道の整備も促進されると認識してよいか。またその完成供用までは既存の国道218号の維持補修も対象としていただきたい。

(答)

○ 令和8年度以降に対象とする道路事業については、政府内において検討中です。

⑦民生利用を主とする観点から、荷役の効率化を進める必要があるため、ガントリークレーンや倉庫の更新等の県事業への支援にも取り組んでいただきたい。

(答)

- ご要望の内容については、例えば「港湾機能高度化施設整備費補助」の制度により、ガントリークレーンや小口貨物積替施設の整備に対する補助事業の実績がございます。
- これらの既存制度の活用も含め、引き続き、必要な支援を実施してまいります。

2. 民生利用を主とすることについて

①特定利用港湾となった港湾での訓練実績は、過去と大きく変わらず、民生利用に影響を与える程ではないとのことであったが、具体的なデータを示していただきたい。

(答)

- 令和6年度に「特定利用港湾」となった20港湾における自衛隊の訓練（広報・補給等を除く）での岸壁利用回数については、今年2月末時点で年度内の接岸予定回数も含めて取りまとめた結果、令和5年度20回に対して、令和6年度は23回であり、大きく増えていません。

②特定利用港湾となったことで、将来にわたり、自衛隊等の利用を優先するようなことはないことを確約していただけるのか、教えていただきたい。

(答)

- 「特定利用港湾」は、平素において、港湾法等の既存の制度に則って、自衛隊・海上保安庁が円滑に利用できるよう調整するための枠組みを設けるものです。「特定利用港湾」となった後も、自衛隊・海上保安庁の優先利用を求めるものではなく、港湾管理者の権限

や運用が変わるものではありません。

③細島港白浜地区の岸壁は、

- ・ 週 4 便のコンテナ定期航路による輸出
- ・ 各社の生産計画に基づく原料輸入
- ・ 今後も増加が予想される林産品の取り扱い 等

に使用しているため、複数岸壁を同時に一定期間連続して使用することは、「民生利用を主とする」観点から、困難が多い状況であることを十分に認識していただきたい。

(答)

- まず、「民生利用を主とする」とはあくまで港湾整備について、民生利用を主としつつ、自衛隊・海上保安庁のニーズも考慮し、安全保障上の重要性も加味して事業の促進に努めるということを意味しています。
- その上で、港湾の利用については、港湾法等の関係法令等に基づき、適切に利用調整を行いたいと考えています。
- この取組で設けられる「円滑な利用に関する枠組み」の中で、民生利用への影響が最小限となるよう、自衛隊・海上保安庁による利用の調整をさせていただきます。

④現状では、岸壁の利用調整を当事者間で行い、民生利用を優先した上で、調整可能な岸壁を自衛隊の訓練等に使用しているが、「民生利用を主とする」観点から、特定利用港湾となった後もこの考えに基づく必要があることを理解していただきたい。

※例えば年度当初に自衛艦の利用計画を提示されたとしても、民間利用を含めたバース調整は 1 月前程度でないとできず、自衛艦の使用を断ることも想定される。

(答)

- まず、「民生利用を主とする」とはあくまで港湾整備について、民生利用を主としつつ、自衛隊・海上保安庁のニーズも考慮し、安全保障上の重要性も加味して事業の促進に努めるということを意味しています。
- その上で、港湾の利用については、「特定利用港湾」となった後も、港湾法第 13 条第 2 項において不平等な取扱いが禁止されているなど、既存の関係法令等に則って、適切に利用調整を行いたいと考えています。
- その上で、本取組で設ける「円滑な利用に関する枠組み」の中で、自衛隊の訓練等の利用計画を事前にお示し、民間船舶による岸壁の利用予定等を確認し、相談をさせていただき、利用時期等を検討していきたいと考えています。

⑤上記④について、現状の調整方法を継続することに、国として課題があれば、国による港運業者等の関係者への丁寧な説明をお願いしたい。

(答)

- 利用調整の方法等において、相談したい課題がある場合については、この取組で設ける

「円滑な利用に関する枠組み」の中で、意見交換をさせていただきたいと考えています。

3. 訓練の安全確保等について

①訓練により、地元産業や住民生活に騒音・悪臭・夜間照明等による影響が生じた場合は速やかに対策を講じるとともに、地元への説明をお願いしたい。なお、改善が見られなければ、以降の訓練について受入を拒否することが可能なのか教えていただきたい。

(答)

- 本取組で設ける「円滑な利用に関する枠組み」の中で港湾管理者のご意見・ご要望も踏まえ、自衛隊・海上保安庁による利用が港湾周辺の方々に及ぼす影響が最小限となるよう、努めてまいりたいと考えています。
- また、訓練の実施に当たっては、地域住民に及ぼす影響を考慮し、訓練内容や規模によっては、事前に訓練内容・実施日等を関係自治体へ説明しており、「特定利用港湾」を利用する場合においても、同様に対応します。
- その上で、最終的な施設の利用に関する許可の判断は、インフラ管理者が行うものと認識していますが、本枠組みを通じて、自衛隊・海上保安庁が円滑に利用できるよう緊密に連携・調整を行っていきます。

4. 県民の不安解消について

①細島港を候補とした具体的理由を示していただきたい。また、なぜこの時期に候補としたのかも併せて教えていただきたい。

(答)

- この取組において、空港・港湾の対象候補を選定するにあたっては、自衛隊・海上保安庁が、厳しい安全保障環境を踏まえた対応を実効的に行うため、例えば、
 - ・島しょが広い範囲にわたり存在する南西諸島や、
 - ・部隊等の所在地の近傍に所在するなど、それぞれの空港・港湾の重要な特性に着目し、その整備状況等も踏まえて選定しています。
- また、対象候補とした時期については、個別の港湾ごとに、自衛隊・海上保安庁のニーズや港湾の整備状況等を踏まえて判断しています。

②この取組の最終形（目標）はどのようなものなのか教えていただきたい
(全国でどのくらいの港湾を特定利用港湾とするのか。)

(答)

- 政府としては、厳しい安全保障環境において自衛隊・海上保安庁が実効的に対応するためには、多様な空港・港湾を、平素から円滑に利用できることが重要であり、引き続き本取組の更なる充実化を図りたいと考えています。こうした考えの下、令和9年度ま

ではさらに空港・港湾を追加していく予定ですが、その後については何ら決まっています。

- 他方、自衛隊・海上保安庁のニーズ等を踏まえて、対象候補を選定し、インフラ管理者等と調整を行っているところであり、具体的にどのくらいの港湾を「特定利用港湾」とするのかといったお尋ねにはお答えできません。

③今後、エプロンやふ頭用地等の陸上施設を使用した訓練もあるのか教えていただきたい。

(答)

- エプロンやふ頭用地等の陸上施設を使用した訓練については、例えば、車両などの一時的な駐車や、資材などの積載・積み替え等のための利用が考えられますが、現時点で具体的な計画はありません。
- このような港湾施設内のエプロンやふ頭用地等を利用する際は、本取組で設ける「円滑な利用に関する枠組み」の中で、事前にご相談させていただければと考えています。

④新田原基地における F35 の垂直離着陸訓練等に絡み、県民の不信感が高まっている中で、特定利用港湾への追加について宮崎県民の理解を得るために、どのような対応を考えているのか教えていただきたい。

(答)

- 本取組の推進にあたっては、県民の理解を得ることが重要だと考えています。
- 政府としては、内閣官房のホームページ等で本取組について説明を続けるとともに、地域を代表する自治体に丁寧にご説明させていただくなど、自治体に最大限協力させていただきます。

⑤「枠組の確認」を行うこととなれば、これまでを含めた国との質疑応答について、国の考えを広く県民にお知らせし、理解を得る必要があることから、公表したいと考えているが、問題ないか教えていただきたい。

(答)

- 政府としても、県民の理解を得るべく、県から政府の立場を適切な形で公表していただくことは重要と考えています。その上で、貴県にお話しした内容の一部には、機微な情報もあることから、公表資料案を作成された段階で、照会いただきますようお願いいたします。

⑥武力攻撃事態が生じた場合の自衛隊や米軍による港湾施設使用の手続き及び根拠法令を教えていただきたい。(武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律など)

(答)

- 港湾施設の使用に係る手続きについては、港湾法、港湾管理条例等に基づいて運用が行

われておりますが、武力攻撃事態等においては、加えて特定公共施設利用法（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律）が適用されます。同法に基づき、事態対策本部長（内閣総理大臣）が、港湾施設、飛行場施設等の利用に関し、

（１）国や地方公共団体等による住民の避難や救援などの国民保護のための措置や、

（２）我が国に対する武力攻撃を排除するための自衛隊や米軍による行動

などのうち、優先すべき対処措置等の内容を適切に判断し、利用指針の策定等を行うことが想定され、港湾管理者はこの利用指針に沿って利用者ととの間で港湾施設の利用調整を行っていただくこととなります。

- なお、利用指針は、特定の地域における港湾施設等に関し、特定の者の優先的な利用を確保する必要がある対処措置等の概要及びその期間といった基本的な事項を定めたものであり、その策定等に当たっては、内閣総理大臣を本部長とする事態対策本部において、指針の作成のため必要な情報の集約を行うとともに、関係する地方公共団体の長等の意見を聴いたうえで、その内容を適切に判断することとなります。

※ 特定公共施設利用法の概要と手続きの流れについて参考資料を添付しますので、適宜ご確認ください。

⑦日向灘沖での日米共同訓練の際には、米軍の入港通告もされているが、米軍が日本の公共港湾を利用する際の国際的ルールや根拠等について教えていただきたい。

（答）

- 一般論として申し上げます、日米地位協定第５条に基づき、合衆国及び合衆国以外の国の船舶及び航空機で、合衆国によって、合衆国のために又は合衆国の管理の下に公の目的で運航されるものは、入港料又は着陸料を課されないで日本国の港又は飛行場に出入することができます。
- ただし、実際の使用に当たっては、米軍は、民間機や民間船舶等による使用への影響が最小限にとどめられるよう、関係当局と所要の調整を行うこととなっています。

⑧米軍による日本の公共港湾利用の実績を教えていただきたい。

（答）

- 米軍による港湾の利用調整は、米軍と各港湾管理者との間で行われることから、国において港湾における米軍の利用実績は、網羅的に把握はしておらず、お答えすることができません。

⑨-1 特定利用港湾となることで、有事の際には（別の枠組みで）他港よりも軍事利用される可能性が高くなるのか。

（答）

- 武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態において自衛隊が利用する港湾は、その時々状況に応じて決まるため、「特定利用港湾」とした港湾を利用することもあれば、そうでない港湾を利用することもあり、「特定利用港湾」であるか否かによって決まるものではあ

りません。

⑨-2 また、利用される際にはどのような手続きになるのか教えていただきたい。

(答)

○ 港湾施設の使用に係る手続きについては、港湾法、港湾管理条例等に基づいて運用が行われておりますが、武力攻撃事態等においては、加えて特定公共施設利用法（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律）が適用されます。同法に基づき、事態対策本部長（内閣総理大臣）が、港湾施設、飛行場施設等の利用に関し、

（１）国や地方公共団体等による住民の避難や救援などの国民保護のための措置や、

（２）我が国に対する武力攻撃を排除するための自衛隊や米軍による行動

などのうち、優先すべき対処措置等の内容を適切に判断し、利用指針の策定等を行うことが想定され、港湾管理者はこの利用指針に沿って利用者との間で港湾施設の利用調整を行っていただくこととなります。

○ なお、利用指針は、特定の地域における港湾施設等に関し、特定の者の優先的な利用を確保する必要がある対処措置等の概要及びその期間といった基本的な事項を定めたものであり、その策定等に当たっては、内閣総理大臣を本部長とする事態対策本部において、指針の作成のため必要な情報の集約を行うとともに、関係する地方公共団体の長等の意見を聴いたうえで、その内容を適切に判断することとなります。

※ 特定公共施設利用法の概要と手続きの流れについて参考資料を添付しますので、適宜ご確認ください。

⑩「武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律」に規定される「港湾施設の利用指針」について、特定利用港湾となることで策定される可能性が高くなるのか教えていただきたい。

(答)

○ 「特定利用港湾」の取組は平素の利用を対象としたもので、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態のような有事の利用を対象とするものではありません。

○ そのうえで、武力攻撃事態等において自衛隊が利用する港湾施設は、その時々状況に応じて決まるものであり、「特定利用港湾」とした港湾を利用することもあれば、そうでない港湾を利用することもあり、「特定利用港湾」であるか否かによって決まるものではありません。

⑪災害対応で使用する艦艇と訓練で使用する艦艇は同じなのか、異なる場合は災害派遣の効率的な実施という面で問題はないのか教えていただきたい。

(答)

○ 自衛隊においては、安全保障環境を踏まえた実効的な対応や、災害等の緊急時の捜索救助活動等を確実に実施するために様々な艦艇の訓練を行っているところです。

○ その上で、災害等の緊急時においてどのような艦艇を使用するかについては、災害の規

模、発生場所といったその時々状況に応じて決まります。

⑫訓練の主目的として、防衛力強化と併せて災害支援体制の強化も同程度に重要と認識してよろしいか。

(答)

- 「特定利用港湾」における訓練として、自衛隊の艦船については、輸送艦等による国民保護のための避難や部隊の搭載・卸下のための訓練、護衛艦による離岸・接岸の訓練等を想定しています。
- また、海上保安庁については、国民保護のための訓練や災害対応、捜索救難・人命救助等への対応に必要な訓練等を想定しています。
- その上で、こういった訓練を通じて、自衛隊・海上保安庁が平素から細島港を円滑に利用でき、かつ、自衛隊・海上保安庁による利用ニーズを踏まえた必要な整備も本取組を通じて促進されていれば、災害派遣のような緊急性が高い場合における効果的な対応にもつながるものと考えています。

⑬海上自衛隊による災害応援の実例はどのようなものがあるのか、陸上自衛隊との棲み分け・連携はどうなっているか教えていただきたい。

(答)

- 例えば、令和6年に発生した能登半島地震においては、主要な陸路が寸断されるなどしたため、海上自衛隊の艦船で港湾まで必要な救援物資等を輸送し、港湾まで輸送した後、陸上自衛隊の部隊が内陸部に車両等で輸送するなど、陸上自衛隊と海上自衛隊の部隊が連携して対応しています。
- いずれにせよ、災害時の状況に応じて、災害対応の運用要領が変わることになりますので、当該港湾施設を利用する場合は、関係者間で緊密に連携させていただければと考えています。

5. 港湾管理者、地元自治体に生じる負担について

① 細島港が特定利用港湾になることにより、関係業務に携わる県職員の事務の増加や複雑化、重責化等が生じ、通常業務への影響が多大になると考えている。

そのため、受入れの可否の判断に際して、受け入れ後に生じる具体的な県職員の業務内容を把握させていただきたいので、以下(1)～(3)の確認事項において国が港湾管理者に求める具体内容につき、他県の事例を用いるなど、県がイメージしやすい具体的な説明をお願いしたい。

- (1)「平素における、訓練等による施設の円滑な利用への対応」
- (2)「緊急性が高い場合に、柔軟かつ迅速に施設を利用できるように努める」
- (3)円滑な利用に向けた「連絡体制」「調整体制」「意見交換」

(答)

- (1)(3) インフラ管理者と防衛省、海上保安庁、国土交通省において「連絡・調整体制」を構築します。その上で、自衛隊・海上保安庁が計画している、民間の空港・港湾を利用した主要な訓練等の情報を、可能な限りインフラ管理者にあらかじめお示ししていますが、これまでの「特定利用港湾」との意見交換会においては、例えば、インフラ管理者からお示しいただく、民間船舶による岸壁の利用予定等と競合していないかといった情報・意見を踏まえ、
 - ・ 利用時期等の検討を行うこと
 - ・ 港湾施設の利用時間外に緊急時の対応を行う必要が生じた場合の緊急連絡先の情報提供
 - ・ 当該港湾施設を利用するにあたっての留意事項
 などのご意見をいただいているところです。
- (2) 国民の生命・財産を守る上で緊急性が高い場合や艦船の航行の安全を確保する上で緊急性が高い場合において、自衛隊・海上保安庁とインフラ管理者が民生利用に配慮しつつ、緊密に連携しながら調整していきたいと考えており、バースの空き状況など確認し、迅速に利用調整を行うことが想定されます。
- 「特定利用港湾」になることによって、意見交換会への対応などの業務が発生することは事実ですが、意見交換会による事前調整を含め、連絡・調整体制に基づき連携を強化することは、自治体の皆様にとっても、自衛隊・海上保安庁による利用に関する調整業務を、これまでよりも効率的に実施することにつながるものと考えています。

②県・市の港湾担当部局等の職員は、通常業務と平行して「枠組みの確認」に関する事務に取り組む中で、関係者や議会との調整の他、安全保障に関する意見・問合せへの対応など通常と違った立場での業務も求められ、多大な負担を追うことになる。
通常業務を円滑に進めるために、国は県に対して十分に余裕を持って細やかに情報を提供し、問い合わせ窓口を国に一本化するなどの配慮をお願いしたい。

(答)

- 十分に余裕を持った細やかな情報の提供に努めてまいります。なお、基礎自治体や港湾関係者等からの問い合わせについては、細島港の港湾管理者たる貴県を通じて調整をさせていただきたいと考えております。回答ぶりについては必要に応じて国にご相談いただければと思います。お忙しいところ恐れ入りますが、よろしくお願いいたします。

③特定利用港湾となることに同意しなかった場合の県及び地元のデメリットはあるのか教えていただきたい。

(答)

- 「特定利用港湾」となれば、自衛隊・海上保安庁が円滑に空港・港湾を利用できるようになること、また、整備については、民生利用を主としつつ、自衛隊・海上保安庁のニー

ズも考慮し、安全保障上の重要性も加味して事業の促進に努めていくことで、これまで以上に、自衛隊・海上保安庁による災害等の効果的な対応につながり、ひいては武力攻撃事態等において住民の方々への被害を局限化するために必要な国民保護への対応や部隊の展開等にもつながり、地元のみなさまの安全に資するものと考えています。